

令和6・7年度

小規模修繕工事希望者登録申請の手引き

この登録制度は、亀岡市が発注する小額で内容が軽易な修繕工事について、受注を希望される市内業者を登録し、小規模修繕工事を発注する際の業者選定の対象とすることにより、小規模業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

登録を希望される方は、小規模修繕工事希望者登録申請書を提出してください。

1. 小規模修繕工事とは

原則として、修繕工事の予定価格が500,000円未満の工事で、その内容が軽易でかつ、履行の確保が容易なものをいいます。

(例) 破損ガラス取替、換気扇取替え、側溝蓋設置、雨水排水溝修繕、網戸取替、
街灯修繕、漏水修繕、遊具等修繕、手すり修繕、漏電点検、畳表替、
シャッター・ドア修繕、ペンキの塗り直し など。

2. 名簿登録及び登録条件

(1) 本制度による発注案件を受注しようとする者は、あらかじめ小規模修繕工事希望者登録名簿に登載されている必要があります。

(2) 登録の条件

① 法人にあつては、亀岡市内に本社又は本店を有するもの。

② 個人にあつては、亀岡市に住所を有するもの。

①、②ともに、次の事項のいずれにも該当しない者。

ア 契約を締結する能力を有しない者であること及び破産者で復権を得ていない者

イ 亀岡市の入札参加資格者名簿(建設工事又は物品)に登録されている者

ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(例) 電気工事(電気工事士) 消防施設工事(消防設備士)

給水装置の工事(給水装置工事主任技術者 指定工事事業者の指定)

エ 市税を滞納している者

オ 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等

3. 提出期間及び受付時間

随時受け付けします。

午後1時から4時まで(閉庁日を除く)

※郵送又は持参

4. 提出先 亀岡市総務部契約検査課(市役所3階)
電話番号 代表0771(22)3131(内線2352)
直通0771(25)5009

5. 提出部数 1 部

6. 有効期間 申請受付の承認の日から令和8年3月31日まで

7. 様式 亀岡市指定の様式

8. 申請書等交付

亀岡市ホームページの契約検査課のページからダウンロードしてください。
インターネット接続環境のない方は亀岡市総務部契約検査課窓口でお渡しします。

9. 登録できる業種

登録できる業種は、原則として自ら履行することができる3業種までとします。

番号	工事の種類	工 事 の 例 示
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕工事等
2	建築一式工事	建物等の修繕工事
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給配水・給湯設備工事、暖房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事
13	ほ装工事	アスファルトほ装修繕工事、砂・砂利ほ装工事等
14	板金工事	板金加工取付け工事等
15	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
16	塗装工事	塗装工事、吹付け工事等
17	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
18	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事
19	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
20	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
21	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
22	消防設備工事	火災報知機設備工事等
23	その他	上記にあてはまらない工事

10. 提出書類(提出時のチェックシートとして使用してください)

	項 目	チェック欄
1	亀岡市小規模修繕工事希望者登録申請書 (第1号様式) No.1	
2	履歴(現在)事項全部証明書 《写し可》	
3	誓約書兼同意書 No.2 《 <u>原本</u> 》	
4	個人業者の場合は、住所・代表者氏名が確認できる書類 《写》《提示可》 (運転免許証、住民票など)	
5	登録業種にかかわる、資格・許可証等 《写し》	
6	亀岡市税完納証明書 (市税について滞納がない旨の証明を受けてください。) 《写し可》 ※ 代理の方が完納証明の交付申請をされる場合は、委任状が必要です。	
	完納証明書の添付が不可能な方は、『承諾書』 No.3 を提出してください。 納税状況を調査させていただきます。	
7	受付票 No.4	
8	返信用封筒(長形 3 号または長形 40 号程度) ※110 円切手を貼って提出してください。	

11. その他

- (1) 内容不備の申請は、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 提出書類は番号順にとじて提出してください。
※受付票は製本しないでください。
- (3) 申請書類を審査した結果、適格と認めたときは、亀岡市小規模修繕工事希望者登録名簿に登録します。
名簿は、一般の閲覧に供するほか、ホームページで公開します。

提出書類の作成注意事項（小規模修繕工事）

1. 亀岡市小規模修繕工事希望者登録申請書……第1号様式 **No.1**

申請者印について

①法人の場合は、代表者印を使用してください。

②個人事業主の場合は、認印でも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のものは避けてください。

③申請者印は、今後亀岡市からの受注における見積書、請書及び請求書等、全てに同じ印鑑を使用してください。

※ 商号又は名称、代表者の氏名には、フリガナをつけてください。

2. 履歴(現在)事項全部証明書 《写し可》

※ 法人にあっては履歴(現在)事項全部証明書を添付してください。(3カ月以内に発行されたもの。写し可)

3. 誓約書兼同意書 **No.2** 《**原本**》

法人、個人事業者いずれも提出が必要です。

申請者が、登録資格を有することを確認するためのものです。指定様式を用いてください。

また、亀岡市が発注する公共工事の請負業者に対して、貴事業所の登録情報の提供を希望されるか、番号を○で囲んでください。

4. 個人業者の場合は、住所・代表者氏名が確認できる書類 《写》《提示可》

※ 亀岡市内に、住民登録されていることが条件です。住所・氏名等が確認できる証明書類の写しを添付してください。

※ 運転免許証については、提示いただくだけで、受付可能です。その際、番号を控えさせていただきます。

5. 登録業種にかかわる、資格・許可証 《写》

※ 希望業種が、資格や許可等が必要な業種であれば、必ず履行するために必要な資格、許可証等の写しを添付してください。

※ また、希望業種が資格、許可等が必要でない業種を選択された場合についても、所有している資格又は免許等があれば、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

6. 亀岡市税完納証明書

※ 亀岡市役所税務課窓口で納税証明交付申請書に記入し、市税について滞納がない旨の完納証明書を受けてください。(3カ月以内に発行されたもの。写し可。)＜完納証明＞

※ 証明書の交付申請は、8:30～12:00、13:00～17:15 です。

※ 証明申請における本人確認を実施していますので、運転免許証など本人を確認できる書類、また、代理人申請や法人の証明申請の場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。詳しくは、税務課(電話 25-5014)に問い合わせてください。

※ 委任状については、申請書様式ファイル中の「委任状(税証明用)」のシートを使用してください。

7. 受付票 **No.4**

※ 受付票(2箇所)に商号又は名称を記入してください。

8. 返信用封筒(長形3号または長形40号程度)

※住所・商号又は名称を記入のうえ、110円切手を貼って提出してください。

9. 提出方法

※ 提出書類は、受付票を除き、番号順にとじて提出してください。

10. その他

※ 亀岡市小規模修繕工事希望者登録申請書後に、「住所」「商号又は名称」「代表者の役職及び氏名」などに記載事項に変更があった場合は、直ちに亀岡市小規模修繕工事希望者登録変更・廃止届によって届け出てください。(変更届の用紙は、亀岡市ホームページの契約検査課のページからダウンロードしてください。)

10. お問い合わせ

その他ご不明な点につきましては、下記へお問い合わせください。

亀岡市総務部契約検査課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話番号 0771-25-5009(直通)

FAX番号 0771-25-5157

Eメール sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp